

## わがまち特例一覧(西尾市)

(令和7年度)

根拠法令	対象資産	特例の対象となる取得時期	特例適用期間	特例率	対象税目
地方税法 第349条の3第27項	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産			1/2	固定資産税(家屋・償却)
地方税法 第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産			1/2	固定資産税(家屋・償却)
地方税法 第349条の3第29項	事業所内保育児業の用に供する家屋及び償却資産			1/2	固定資産税(家屋・償却)
地方税法附則 第15条第2項第1号	汚水又は廃液処理施設	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に取得		1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第2項第5号	下水道除害施設	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に取得		4/5	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第22項第1号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する指定避難施設避難用部分	平成30年4月1日から 令和9年3月31までの期間内に用に供する資産	指定避難施設として指定された翌年度から5年度分	2/3	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第22項第2号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する協定避難施設避難用部分(既存部分)	平成30年4月1日から 令和9年3月31までの期間内に用に供する資産	管理協定を締結した翌年度から5年度分	1/2	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第22項第3号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する協定避難施設避難用部分(予定部分)	平成30年4月1日から 令和9年6月31までの期間内に用に供する資産	管理協定を締結後、新たに課税される年度から5年度分	1/2	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第23項第1号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	指定日以降に取得した資産	新たに課税される年度から最大5年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第23項第2号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	協定締結日以降に取得した資産	管理協定を締結後、新たに課税される年度から最大5年度分	1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー発電施設(太陽光) ※1000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第1号ロ	再生可能エネルギー発電施設(風力) ※20kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第1号ハ	再生可能エネルギー発電施設(地熱) ※1000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第1号ニ	再生可能エネルギー発電施設(バイオマス) ※10000kw以上、20000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第2号	再生可能エネルギー発電施設(特定バイオマス) ※10,000kw以上、20,000kw未満の認定発電設備のうち、木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずる固体のバイオマスを電気に変換するもの	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	6/7	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第3号イ	再生可能エネルギー発電施設(太陽光) ※出力1000kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	3/4	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第3号ロ	再生可能エネルギー発電施設(風力) ※出力20kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	3/4	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第3号ハ	再生可能エネルギー発電施設(水力) ※5000kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	3/4	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第4号イ	再生可能エネルギー発電施設(水力) ※出力5000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第4号ロ	再生可能エネルギー発電施設(地熱) ※出力1000kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第4号ハ	再生可能エネルギー発電施設(バイオマス) ※出力10000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31までの間に新たに取得した資産	新たに課税される年度から3年度分	1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第28項	浸水防止用設備	平成29年4月1日から 令和8年3月31までの間に取得した資産	新たに課税される年度から5年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第41項	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地	令和4年4月1日から令和10年3月31日の間に特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地	貯留機能保全区域として指定された翌年度から3年度分	3/4	固定資産税(土地)
地方税法附則 第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	平成27年4月1日から 令和9年3月31までの間に新築された資産	新たに固定資産税が課されることになった年度から5年度分	2/3	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条の3第1項	長寿命化に資する大規模改修工事が行われたマンション	令和5年4月1日から 令和9年3月31までの間に行われたマンションの長寿命化に資する大規模改修工事	工事完了年度の翌年度分	1/3	固定資産税(家屋)